

8 ヘルプカードの配布について

「ヘルプカード」は、自ら「困った」となかなか伝えられない障害者などの皆さんが、普段から身につけておくことで、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

区では、障害のある方などが携帯し、災害時や緊急時などに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするための手段として「ヘルプカード」を作成しました。

カードを見た方は、記入してある内容を読んで手助けをお願いいたします。

● こんなときに使えます

地震や風水害などの災害時、道に迷ったときやパニック発作のときの緊急時、日常生活でちょっとした手助けがほしいときなど。

● 障害のある方などの皆さんへ

下記の窓口で、無料で配布しています。

対象：主に身体、知的、精神に障害のある方や難病患者の方を中心にその他ヘルプカードを必要とする方

場所：[区役所本庁舎](#) 2階障害者福祉課（1番窓口）、[各事務所](#)
[保健所及び各健康サポートセンター](#)



《問合せ》

- 障害者福祉課権利擁護係（電話：5662－1993 FAX：3656－5874）